



令和元年 10 月 28 日

一般社団法人広島県医師会会長様
一般社団法人広島県歯科医師会会長様
一般社団法人広島県病院協会会長様
一般社団法人広島県医療法人協会会長様
広島県保険医協会理事長様

広島県健康福祉局長
〒730-8511 広島市中区基町 10-52
医務課

単回使用医療機器の取扱いの再周知及び医療機器に係る医療安全等の徹底について（通知）

この度、県内の診療所において、単回使用医療機器（医療用具）を複数症例に再使用している疑い事例があるとの情報提供がありました。

各医療機関の管理者におかれましては、平成 29 年 9 月 21 日付け医政発 0921 第 3 号厚生労働省医政局長通知「単回使用医療機器の取扱いの再周知及び医療機器に係る医療安全等の徹底について」を踏まえ、感染防止を含む医療安全の観点から、医療機器の使用に当たっては、その種類を問わず、添付文書で指定された使用方法等を遵守するとともに、単回使用医療機器については、特段の合理的理由がない限り再使用しないよう、貴会会員へ再度周知いただきますようお願いいたします。

なお、当該厚生労働省通知及び過去の周知依頼については、県のホームページに掲載しています。

トップページ>組織でさがす>医務課>医療安全情報>単回使用医療機器の取扱いの再周知及び医療機器に係る医療安全等の徹底について

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/iryouannzennzyouhou/tankaishiyou.html>

担当 医務グループ
電話 082-513-3056(ダイヤルイン)
(担当者 石岡)